

川越市児童福祉施設等指導監査実施要綱（案） の概要について

平成 27 年 11 月
こども未来部 保育課

1 趣旨

平成 27 年 4 月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等が新たに市の認可施設・事業となりました。新たな認可施設・事業となった幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等については、適正な運営が行われているか確認をするため、定期的に指導監査を行う必要があります。川越市では、この指導監査に必要な事項を定めるため、「川越市児童福祉施設等指導監査実施要綱」を定めようとするものです。

2 内容

要綱（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

（1） 指導監査の実施対象及び実施方針

川越市が行う指導監査の実施対象施設及び事業並びに実施に当たっての方針を定めようとするものです。

（2） 一般指導監査及び特別指導監査の実施方法

定期的に行う一般指導監査及び特別な事情がある場合に必要に応じて行う特別指導監査について、実施方法等を定めようとするものです。

（3） 指導監査結果の通知及び行政上の措置

指導監査の結果通知、施設代表者等が行う改善報告及び改善されない場合の行政上の措置について、定めようとするものです。

3 施行期日

決裁の日を予定しています。